

## 会 議 録

|       |   |
|-------|---|
| 会議の名称 | 平成29年第12回本庄市教育委員会定例会  |
| 開催日時  | 平成29年12月21日(木) 午後4時00分から<br>午後4時40分まで   |
| 開催場所  | 委員室   |
| 出席者   | <p>○教育長・委員<br/> 勝山勉教育長<br/> 富沢峰雄教育長職務代理者<br/> 落合崇志委員<br/> 岡崎吉宏委員<br/> 今井邦枝委員</p> <p>○教育長・委員以外の出席者<br/> 稲田幸也事務局長<br/> 高橋利征教育総務課長<br/> 木村健治学校教育課長<br/> 加藤久美子生涯学習課長<br/> 杉原初文化財保護課長<br/> 堀口滋体育課長<br/> 前川章図書館長<br/> 諏訪慎一学校教育課長補佐<br/> 塩原利春教育総務課長補佐(事務局)</p>   |
| 次 第   | <p style="text-align: center;">平成29年第12回本庄市教育委員会定例会 議事日程<br/> 平成29年12月21日(木)<br/> 午後4時開議 委員室</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開 会</li> <li>2. 前回会議録の承認</li> <li>3. 会議議事録署名人の指名</li> <li>4. 議 事 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本庄市学校運営協議会規則の一部を改正する規則(議案第44号)</li> <li>(2) 本庄市公民館長の任命について(議案第45号)</li> </ol> </li> <li>5. 教育長の報告</li> <li>6. その他</li> <li>7. 閉 会</li> </ol> |
| 配付資料  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成29年第12回本庄市教育委員会定例会議案」</li> <li>・「平成29年第12回本庄市教育委員会定例会議案 新旧対照表」</li> </ul>  |

|       |   |
|-------|---|
|       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成29年第12回本庄市教育委員会定例会議案関係法令」</li> <li>・「教育長の行動記録」</li> <li>・「事業等報告・今後の事業等開催予定（生涯学習課）」</li> <li>・「第58回市民元旦マラソン」</li> <li>・「第22回本庄早稲田の杜クロスカントリー&amp;ハーフマラソン大会」</li> </ul> |
| 主 管 課 | 教育総務課   |

| 会 議 の 経 過 |  |
|-----------|--|
| 教 育 長     | <p>ただいまから、平成29年第12回本庄市教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして進めてまいります。</p> <p>まず、前回会議録の承認をお願いします。</p>   |
| 事 務 局     | <p>前回開催されました定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様様に配付させていただき、ご確認いただいております。特に異議等ございませんでしたので、承認されております。</p>  |
| 教 育 長     | <p>それでは、署名をお願いします。</p> <p>続きまして、本日の会議録の署名人を指名させていただきます。本日は、落合委員にお願いいたします。</p> <p>次に、議事日程4の「議事」へ入ります。本日の付議事件は、お手元に配付しましたとおり、議案2件でございます。</p> <p>それでは、議案第44号について事務局から説明を求めます。</p>   |
| 木村学校教育課長  | <p>議案第44号についてご説明いたします。</p> <p>議案書の1ページをお願いいたします。議案第44号本庄市学校運営協議会規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。</p> <p>始めに、提案理由からご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>次に、内容についてご説明いたします。内容につきましては、別綴りの新旧対照表を使い、説明をさせていただきます。</p> <p>まず、第1条中「第47条の5」を「第47条の6」に改めます。</p> <p>第2条中「に関して」を「及び当該運営への必要な支援に関し協議する機関として」に改めます。また、「の参画の促進及び連携強化を進めること」を「への参画又は当該運営への支援を促進すること」に改めます。</p> <p>次に第3条をご覧ください。第3条を次のように改めます。</p> <p>まず、第3条の見出しを設置等に改め、「第3条 教育委員会は、前条の目</p> |

的を達成するため、その所管する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合は、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長、当該学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者及び当該学校の所在する地域住民の意見を聴くものとする。3 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。」といたします。

次に、第4条をご覧ください。第4条第1項中「前条第1項の規定による指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）を「対象学校」に改め、同条第2項中「指定学校」を「対象学校」に改めます。

次に、第5条に次の1項を加えます。「2 協議会は、前項の規定により教育委員会に意見を述べるときはあらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。」といたします。

次に、第6条第1項中「当該指定学校」を「対象学校」に改め、同条第2項を次のように改めます。「2 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への支援に関し、地域住民等に対して、対象学校との連携及び協力の推進に資するため、積極的に情報提供に努めなければならない。」といたします。

次に、第7条第1項中「当該指定学校」を「対象学校」に、「、参画等」を「及び参画」に改め、同条第2項を次のように改めます。「2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めなければならない。（1） 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域住民等の理解を深めること。（2） 対象学校と地域住民等との連携及び協力の推進に資すること。」といたします。

次に、第8条第1項第1号から第4号までの規定中「当該指定学校」を「対象学校」に改め、同条第2項を次のように改めます。「2 教育委員会は、前項の委員の任命に関する対象学校の校長からの申出について、当該校長からその内容に関し、説明を受けることができる。」といたします。

次に、第10条第1項中「2年とする」を「2年とし、再任を妨げない」に改め、同条第2項及び第3項を削ります。

次に、第12条第1項ただし書中「当該指定学校」を「対象学校」に改め、同条第2項を次のように改めます。「2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。」といたします。

次に、第13条の見出しを「会議」に改め、同条第1項を次のように改めます。「協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。」といたします。

次に、第13条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ

|          |  |
|----------|--|
|          | <p>繰り下げ、第1項の次に次の1項を加えます。「2 会議の招集は、会長があらかじめ会議の日時、場所及び会議に付議すべき議案を委員に通知して行う。」といたします。</p> <p>次に、第14条第1項第1号中「当該指定学校」を「対象学校」に改めます。</p> <p>次に、第16条の見出しを「協議会の適正な運営を確保するために必要な措置」に改め、同条第1項を次のように改めます。「教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営に適正を欠くことによって対象学校の運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。」といたします。</p> <p>次に、第16条第2項中「指定学校」を「対象学校」に改めます。</p> <p>以上が改正の内容でございます。</p> <p>最後に、附則として、「この規則は、公布の日から施行する。」といたします。</p> <p>以上で、議案第44号の説明を終わりにさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> |
| 教 育 長    | <p>今、課長から説明がありましたが、元となる地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことによる今回の改正となります。法律では、今まで運営協議会は任意設置でありました。今回、全国のどの学校にも広げていきたいということで、努力義務に変わりました。任意設置から努力義務に変わったことにより、任意設置のときは「指定」という言葉を使っておりましたが、今回、本市ではどの学校にも置いていきたいということで、第3条で「協議会を置くものとする。」といたしました。これに伴い、「指定」という言葉が消え、「対象学校」という言葉が入り、それに付随した改正を行っております。これにより、「指定校」を取り消すということもなくなります。</p> <p>それでは、ただいまの説明につきまして、ご質疑等ございましたらお願いいたします。</p>  |
| 落合委員     | <p>第16条の「指導及び助言」が「措置を講ずる」に変わりますが、この場合の「措置を講ずる」とは、どのような状況が考えられるのでしょうか。</p>  |
| 木村学校教育課長 | <p>「措置を講ずる」とは、その学校の学校運営協議会が適正な運営になるような措置を講じていくこととなります。</p>   |
| 落合委員     | <p>そうすると、適正な運営に関して、方針やマニュアルなどが学校や協議会に渡るといえることですか。</p>  |
| 木村学校教育課長 | <p>教育委員会から、そのようなものを渡すことも可能になります。</p>   |
| 落合委員     | <p>こういうような協議会をやってほしいということ、ある程度示していくのか。あるいは、ある程度各学校に任せてしまうのか。それについては、ど</p>  |

|          |   |
|----------|---|
|          | のような方向でしょうか。  |
| 木村学校教育課長 | こちらとしては、学校運営協議会の立ち上げにあたり、その意義づけについては、学校及び委員になる方々にもご説明させていただき、その方向で協議会を進めていただこうと考えております。その状況に応じて、こちらに書いてあるような適正を欠くような場面が出た場合は、再度そちらの方向へ指導や支援をしてまいりたいと考えております。  |
| 教育長      | 指定の取り消しができなくなりますので、それに代わって、市の助言を含めた措置を行うこととなります。<br>他にございますか。   |
| 岡崎委員     | 第2条の協議会の目的のところですが、「運営の参画の促進及び」が「運営への参画又は」となっています。これは、何か特別な意味があるのですか。  |
| 木村学校教育課長 | 「又は」ということだと、並列の意味となります。こちらで確認させていただき、この部分を「運営への参画や、」とし、「当該運営への支援を促進することにより」と続く形で修正をお願いしたいと思います。   |
| 教育長      | 修正案が出されましたが、それを含めてご意見をいただければと思います。  |
| 教育委員     | 《なし》  |
| 教育長      | それでは、議案第44号につきましては、第2条中の「又は」を「や、」に修正した上での承認ということで、ご異議ございませんか。   |
| 教育委員     | 異議なし。   |
| 教育長      | 異議がございませんので、議案第44号本庄市学校運営協議会規則の一部を改正する規則については、承認することに決定しました。<br>次に、議案第45号について事務局から説明を求めます。  |
| 加藤生涯学習課長 | 議案第45号本庄市公民館長の任命についてご説明申し上げます。<br>本議案の提案理由ですが、本庄南公民館長小笹英司氏が、平成29年12月31日付けをもって辞職することに伴い、社会教育法第28条の規定に基づき、新たに公民館長を任命したいので、この案を提出するものでございます。<br>次に、議案内容をご説明致します。<br>本庄市公民館長を次のとおり任命する。<br>1氏名等についてですが、氏名と略歴を申し上げます。新任としまして、戸谷京子、元市役所職員。なお、生年月日及び住所については、記載のとおりでございます。<br>2の任期でございますが、平成30年1月1日から前任者の残任期間である平成30年3月31日までの3か月間でございます。<br>候補者選定の理由を申し上げます。南公民館長から、体調不良により12月末で辞職したいとの意向が出されました。生涯学習課といたしましては、残任期間が3か月であること、また、これから公募を行った場合、早くても |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>新たな公民館長の任命が来年3月になるなど、総合的に勘案し、昨年度まで市職員として生涯学習課公民館係に勤務されていた戸谷京子さんが公民館業務に精通しており、すぐに館長業務にあたることができると判断し、適任と考え候補者として選定したものでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>  |
| 教 育 長 | <p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p>  |
| 教育委員  | <p>《なし》</p>  |
| 教 育 長 | <p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第45号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。</p>  |
| 教育委員  | <p>異議なし。</p>   |
| 教 育 長 | <p>異議がありませんので、議案第45号本庄市公民館長の任命については、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議事日程5の「教育長の報告」へ移ります。「行動記録」をご覧ください。</p> <p>前回11月16日の定例会以降の行動記録について、別紙のとおり報告させていただきます。主だったところについて説明させていただきます。</p> <p>16日には、19時から人権教育研究集会在市民文化会館で開催され、元マラソンランナーの有森裕子さんをお招きしての講演会がございました。</p> <p>翌17日に、埼玉県市町村教育委員会教育長協議会がさいたま市で開催され、6月に就任した小松弥生教育長のあいさつの後、県教育局の幹部から教育行政上の諸課題について説明があり、協議が行われました。</p> <p>25日には、本庄市青少年健全育成の集いが開催され、中学生による主張発表、小中学生の標語の発表と表彰が行われました。また、功労者の表彰も行われました。</p> <p>28日から本庄市議会平成29年第4回定例会が12月22日までの日程で開催されました。</p> <p>一般質問については、一般質問通告一覧表の通りのご質問があり、四角囲みが教育長または事務局長が答弁したものです。</p> <p>12月8日には、市内校長会が開催され、学期末の指導等について指示、連絡をいたしました。</p> <p>10日には、子ども大学ほんじょうの修了式が行われました。</p> <p>16日には県主催の塙保己一賞の授賞式がセルディを会場に行われ、2階席も使う程の盛況でした。</p> <p>20日には、臨時校長会が開催されました。主な内容は、退職金が減額されるということの説明です。2月1日以降の退職者については減額されません。</p> <p>以上です。</p> |

|                 |  |
|-----------------|--|
|                 | <p>次に、議事日程6の「その他」に移ります。事務局から何かございますか。</p>  |
| <p>加藤生涯学習課長</p> | <p>生涯学習課から、事業の報告と今後の事業開催予定について報告させていただきます。右上に生涯学習課とある1枚ものの資料をご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>まず、事業の報告ですが、第11回塙保己一賞が、12月16日土曜日セルディホールにおきまして、埼玉県と共催により開催されました。式典においては、4名の方の表彰とそのあと記念講演といたしまして、全盲のシンガーソングライター大嶋潤子さんによるコンサートが開催され、600名の方にご来場いただきました。</p> <p>続きまして、今後の事業の開催予定でございますが、平成29年度本庄市成人の祝いが開催されます。日時は平成30年1月7日日曜日、場所は本庄市民文化会館、主催は本庄市成人の祝い実行委員会、本庄市、本庄市教育委員会でございます。内容といたしましては、オープニングで、荒馬座による太鼓演奏と獅子舞、中学校音楽祭のビデオ上映、本庄市広報観光大使からのビデオメッセージを上映し、式典、アトラクション、抽選会を行います。実行委員は11名で、女性が実行委員長でございます。当日の新成人対象者は、814人でございます。</p> <p>以上でございます。</p>   |
| <p>堀口体育課長</p>   | <p>体育課からは、3件のご案内です。</p> <p>まずは、第58回市民元旦マラソンでございます。お手元に配付しましたリーレットをご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>恒例となっております。元日の朝、本庄総合公園内の3キロの特設コースを走るもので、7時より受付を開始して、7時45分スタートを予定しております。コースや参加人数により、中学生以上と小学生以下に参加者を分けて時間差でスターといたします。今回は、本庄市広報観光大使であります、J2水戸ホーリーホックの内田航平選手をゲストに迎える予定です。</p> <p>続きまして、第22回本庄早稲田の杜クロスカントリー&amp;ハーフマラソン大会のご案内です。開催日は、平成30年4月8日日曜日、スタート・ゴールは本庄総合公園内です。ゲストランナーに気象予報士の平井信行さんとランニングアドバイザーの大島めぐみさんを迎えて、開催する予定です。参加資格や競技種目、申込み方法などの詳細については、リーレットの裏側をご覧いただければと思ひます。申込みは既に12月8日より始まっております。</p> <p>最後に、ロービジョンフットサル日本代表の合宿についてお知らせします。この報告については、資料はございません。6月の総合教育会議の「その他」の中で、市長より報告がありました、ロービジョンフットサルの日本代表の合宿が、23日土曜日と24日日曜日に行われます。23日は上里町のTSスポーツセンター、24日は本庄市の市民体育館で行われます。市民</p> |

|          |  |
|----------|--|
|          | <p>体育館では、午前10時から12時まで、午後は2時から3時30分ごろまでの予定です。見学については、2階から自由に見ることができるということです。</p> <p>体育課からは以上でございます。</p> |
| 教 育 長    | <p>ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますか。</p>   |
| 教育委員     | <p>《なし》</p>  |
| 教 育 長    | <p>それでは、次回定例会の日程について確認いたします。</p> <p>平成30年第1回定例会を1月17日水曜日午後3時30分から、場所は市役所委員室となりますが、皆様ご都合はよろしいでしょうか。</p> |
| 教育委員     | <p>異議なし。</p>   |
| 教 育 長    | <p>次に、平成30年第2回定例会の日程について事務局から説明を求めます。</p>  |
| 高橋教育総務課長 | <p>2月定例会は 第4木曜日の22日午後1時30分からの開催でお願いしたいと考えております。</p>  |
| 教 育 長    | <p>以上で平成29年第12回本庄市教育委員会定例会を閉会いたします。</p>  |